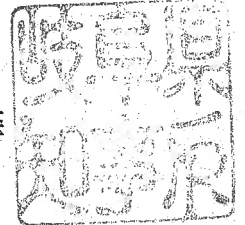




環企第887号
令和2年3月19日

岐阜県環境審議会
会長 佐治木 弘尚 様

岐阜県知事 古 田 肇



次期岐阜県環境基本計画の策定について（諮問）

今後の岐阜県の豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岐阜県環境基本条例（平成7年岐阜県条例第9号）第10条第1項に定める環境基本計画を策定するに当たり、同条第3項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

諮 問 理 由

本県では、平成28年3月に、岐阜県環境基本条例第10条第1項に基づく「第5次 岐阜県環境基本計画」（平成8年3月策定以降5年ごとに策定）を策定し、環境の保全及び創出に関する取組みを推進してきました。

この計画は、本県の豊かで美しい「清流の国ぎふ」の環境を守り、未来につないでいくための行動を浸透する『新たな世代へと守り育てる「清流の国ぎふ」づくり』を基本理念としています。計画期間は平成28年度から令和2年度までの5年間としており、計画期間が終了する来年度には、これまでの環境行政の進捗状況を検証し、今後の県の環境行政の基本目標と施策の方向を定める新たな計画の策定を行う必要があります。

近年では、地球温暖化の影響による環境の変化により、「想定外の常態化」を招いている気候変動への適応や、国際的な関心が高まっている温室効果ガス排出削減への対応が求められております。また、令和元年6月のG20大阪サミットにおける「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」宣言により新たな汚染ゼロを目指す方針が示されている海洋プラスチックごみ対策など、新たに対応が必要となる分野が生まれてきております。

このような社会動向の変化や新たな課題などに対応し、本県における豊かで快適な環境の実現を目指し、取り組むべき環境行政の基本方針とするため、新たな岐阜県環境基本計画の策定について、貴審議会の意見を求めるものであります。